

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター 個人情報保護規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び条例、ガイドライン等その他規範の趣旨を踏まえ、社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び6カ月以内に消去することとなるものを除く。

イ 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

ロ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。

ハ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

ニ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3条（責 務）

センターは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

第4条（個人情報の一般的取扱い）

センターは、組織内各部署が実施する各種事業を通じて取り扱う個人情報については、個人のプライバシーや個人情報保護の重要性を認識し、次のような取り組みを実施するものとする。

- (1) 事業等を通じて知り得た個人情報は、本人の承諾なしに、第三者に開示または提供しないものとする。
- (2) 情報管理の責任者を設置し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が起きないように適切な管理に努めるものとする。

第5条（利用目的の特定及び変更）

センターは、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

第6条（利用目的による制限）

センターは、本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 センターが何らかの事由により、他の事業者から事業を承継することに伴い個人情報を取得した場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲で使用するものとする。

ただし、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ、同意する旨を本人から口頭又は書面で確認するものとする。

- 3 センターは、前2項の規定において本人による同意を得ることが求められる場合であっても、次の場合は適用しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得

第7条（適正取得）

- センターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。
- 2 センターは、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で取得するものとする。
 - 3 センターは、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で取得するものとする。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (3) 府その他の行政機関から提供を受けるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
 - (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) その他、本人から収集することにより、個人情報取扱事務事業の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。
 - 4 センターは次に掲げる個人情報を取得してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき又は個人情報取扱いの事業の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

第8条（利用目的の通知又は公表）

- センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 センターは、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではないものとする。
 - 3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人データの安全管理及び組織体制

第9条（データ内容の正確性の確保）

センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

第10条（安全管理措置）

センターは、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第11条（個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備）

センターは、前条の目的を達成するための安全管理措置について定めるものとする。

第12条（個人情報保護管理者）

センターは、取り扱う個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、センターにおける個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は理事長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、本規程の定め等に基づき、個人情報の適正管理対策の実施、従業員に対する教育・研修等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直しや改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業員に委任することができる。

第13条（従業員等の義務）

センターの職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

第14条（従業員の監督）

センターは、センターの職員（契約職員、非常勤職員、非常勤事務員含む。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、センターの個人情報保護管理者等を通じて、必要かつ適切な監督に努めるものとする。

第15条（委託先の監督）

センターは、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

第16条（第三者への提供）

センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 センターは、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができるものとする。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目（氏名、住所、電話番号に限る。）
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- 3 センターは、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 次に掲げる場合において、当該データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) センターが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 センターは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの 開示・訂正・利用停止等

第17条（保有個人データに関する事項の公表）

センターは、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) センターの氏名又は名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（ただし、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれやセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合及び国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときを除く。）
- (3) 「保有個人データの利用目的の通知（法 24 条第二項）」、「保有個人データの開示（法 25 条第 1 項）」、「保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（法 26 条第 1 項）」、「保有個人データの利用の停止又は消去（法 27 条第 1 項）」、「保有個人データの第三者への提供の停止（法 27 条第 2 項）」のそれぞれの求めに応じた手続き。
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

第 18 条（保有個人データの利用目的の通知）

センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではないものとする。なお、通知しない旨を決定したときも、遅滞なく、その旨を本人に通知するものとする。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれやセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 19 条（保有個人データの開示）

センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は、一部を開示しないことができるものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 他の法令に違反することとなる場合。

2 センターは、前項の保有個人データの全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第 20 条（保有データの訂正等）

センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個

人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- センターは、前項の保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

第 21 条（保有個人データの利用停止等）

センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが「利用目的による制限（法第 16 条）」の規定に違反して取り扱われているという理由又は「適正な取得（法第 17 条）」の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではないものとする。

- センターは、本人から、当該本人が識別される保有個人データが「第三者提供の制限（法第 23 条第 1 項）」の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではないものとする。

- センターは、第 1 項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第 22 条（理由の説明）

センターは、「保有個人データの利用目的の通知（法 24 条第 3 項）」、「保有個人データの開示（法 25 条第 2 項）」、「保有個人データの訂正等（法 26 条第 2 項）」又は「保有個人データの利用停止等（法 27 条第 3 項）」の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部についてその措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

第 23 条（開示等の求めに応じる手続き）

センターは、法第 24 条第 2 項、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法を合理的な範囲で定めるものとする。なお、開示等の求めを行った者がセンターの定めた方法に従わなかった場合には、開示等の求めを拒否することができるも

のとする。

- 2 センターは、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるものとする。この場合において、協会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- 3 開示等の求めは、未成年者、成年被後見人の法定代理人、開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人によってもできるものとする。
- 4 センターは、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

第24条（手数料）

センターは、「保有個人データの利用目的の通知（法第24条第2項）」、「保有個人データの開示（法第25条第1項）」の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収できるものとする。

第7章 苦情の処理

第25条（苦情の処理）

センターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 センターは、前項の目的を達成するための体制等を整備するものとする。体制等はセンターが別に定めるものとする。

第8章 雇用管理に関する個人情報

第26条（雇用管理に関する個人情報）

センターは、雇用管理に関する個人情報について、前各条のほか厚生労働省告示第259号（平成16年7月1日）の指針に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するものとする。

第9章 雑則

第27条（その他）

この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。